



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 1

### 告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（漁港漁場課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）…………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）…………… 2

### 教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則…………… 3
- 指定技能教育施設における連携科目等の追加指定…………… 4
- 指定技能教育施設における連携科目等の指定の解除…………… 4
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 5

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 5

### 人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則…………… 7

### 収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定…………… 7

## 規 則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第78号

#### 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年9月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺地内（与並武地区）
  - 2 公共測量を実施する期間 令和3年9月30日から令和4年3月31日まで
  - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 

**沖縄県告示第449号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 竹富町字波照間地内（波照間漁港）
  - 2 公共測量を実施する期間 令和3年9月21日から令和4年2月9日まで
  - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 

**沖縄県告示第450号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年9月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
  - 3 事業施行期間 平成8年1月19日から令和7年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第451号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第567号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年9月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
  - 3 事業施行期間 平成18年8月11日から令和6年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第452号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和3年9月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 名護市世富慶地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
名護市	東江五丁目		6495番2	1
名護市	世富慶	世富慶原	94番1	2
名護市	世富慶	世富慶原	94番1	3
名護市	世富慶	世富慶原	102番	4
名護市	世富慶	世富慶原	102番	5
名護市	世富慶	世富慶原	102番	6
名護市	世富慶	世富慶原	78番	7
名護市	世富慶	世富慶原	105番	8
名護市	世富慶	世富慶原	105番	9
名護市	世富慶	世富慶原	105番	10
名護市	世富慶	世富慶原	124番地先里道	11
名護市	世富慶	世富慶原	50番	12
名護市	世富慶	世富慶原	43番	13
名護市	世富慶	世富慶原	26番3	14
名護市	名護	東江原	6521番	15

## 教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

### 沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育室 那覇みらい支援学校開校準備室」を「特別支援教育室」に改める。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長	特別支援教育室の事務を総括する。 那覇みらい支援学校開校準備室の事務を総括する。
---------	-----------------------------	---

を「

県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
---------	----------	------------------

」に改める。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を削る。

**附 則**

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

**沖縄県教育委員会告示第6号**

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定により、次のとおり連携科目等を追加指定した。

令和3年9月28日

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘 昌

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地 エナジックスポーツ高等学院 名護市宇瀬嵩296番地
- 2 追加指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の教科に属する科目
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
ソフトウェア活用	ソフトウェア活用
観光ビジネス	観光ビジネス

- 3 指定年月日 令和3年9月3日

**沖縄県教育委員会告示第7号**

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定により、連携科目等の指定を次のとおり解除した。

令和3年9月28日

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘 昌

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地 エナジックスポーツ高等学院 名護市宇瀬嵩296番地
- 2 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の教科に属する科目
ビジネス実務	ビジネス実務

- 3 指定解除年月日 令和3年9月3日

**沖縄県教育委員会訓令第8号**

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月28日

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
 第1条の2第2号中「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第9号**

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月28日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

**沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

**公安委員会事項**

**沖縄県公安委員会告示第180号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月28日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和4年1月15日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(4) 法令に関すること。

(7) 乗客等の接遇に関すること。

(2) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関する  
こと。

(4) 空港に関すること。

(4) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(4) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

イ 実技試験科目

(7) 乗客等の接遇に関すること。

(4) 手荷物等検査に関すること。

(7) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(e) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(4) 法令に関すること。

(6) 乗客等の接遇に関すること。

(e) 手荷物等検査に関すること。

(4) 空港に関すること。

(b) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 乗客等の接遇に関すること。

(4) 手荷物等検査に関すること。

(7) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和3年10月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号(098)862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の警察署の生活安全課(係)

## 人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

### 沖縄県人事委員会規則第8号

#### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

**第1条** 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表6級の項及び7級の項中「特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長」を「特別支援教育室長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第2条** 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表4種の項中「特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長」を「特別支援教育室長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

**第3条** 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表教育庁の項中「特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長」を「特別支援教育室長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和3年9月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・3・3号真地久茂地線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
那覇市樋川1丁目	24番1	宅地	58.78	58.78	58.78	
那覇市樋川1丁目	26番9	宅地	620.36	620.36	230.93	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK5169、A149、A3、A607、A606、A605、A604、A603、A564、A565、K5171、A566、K5170、4356、4354、4352、4350及びK5169の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地所有者		関係人			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
宮良旦 (持分20万668分の 4932)	豊見城市字根差部11 5番地 2				家屋番号 那覇市樋川1丁目 26番9の101 (「那覇市樋川1 丁目」については 以下省略)
加那原ツル (持分20万668分の 5985)	八重瀬町字宜次154 番地 1				家屋番号 26番9の102
宮良力 (持分20万668分の 4901)	豊見城市字根差部11 5番地 2				家屋番号 26番9の103
仲地裕子 (持分20万668分の 4980)	那覇市首里石嶺町3 丁目156番地 5				家屋番号 26番9の201
奥住守彦 (持分20万668分の 4980)	那覇市首里山川町1 丁目107番地 3	新生信託銀行 株式会社	東京都中央区 日本橋室町二 丁目4番3号	抵当権 平成27年12 月2日第36 492号	家屋番号 26番9の202
登記名義人亡宮良 寛才法定相続人 (持分20万668分の 4980) 宮森ひろみ  宮良旦 宮良力	東京都足立区谷在家 二丁目6番13号ファ ミール203 豊見城市字根差部11 5番地 2 豊見城市字根差部11 5番地 2				家屋番号 26番9の203
中村隆夫 (持分20万668分の 7368)	那覇市字小禄1289番 地 1	おきぎん保証 株式会社	那覇市古波蔵 3丁目8番8 号	抵当権 平成14年2 月7日第31 40号	家屋番号 26番9の205
親泊宗仁 (持分20万668分の 4869)	那覇市辻2丁目1番 1号	おきぎん保証 株式会社	那覇市古波蔵 3丁目8番8 号	抵当権 平成8年10 月21日第29 758号	家屋番号 26番9の206
知花千恵子 (持分20万668分の 1万4940)	那覇市首里大名町1 丁目368番地				家屋番号 26番9の301
垣花律子 (持分20万668分の 6091)	那覇市おもろまち4 丁目2番27-601号 LSPおもろまち				家屋番号 26番9の303
宮城久子 (持分20万668分の 6168)	那覇市樋川1丁目1 番11号ライオンズマ ンション開南大通り 305				家屋番号 26番9の305
具志堅孝	那覇市樋川1丁目1	大城宗春	那覇市金城5	抵当権	家屋番号



(持分20万668分の6727)	番11号ライオンズマンション開南大通り401		丁目7番地2	平成6年4月5日第9570号	26番9の401
森田清治 (持分20万668分の6809)	大阪府茨木市玉瀬町34番15号の3				家屋番号 26番9の403
中村恵昭 (持分20万668分の6091)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り405	おきぎん保証株式会社	那覇市古波蔵3丁目8番8号	抵当権 平成15年3月11日第5831号	家屋番号 26番9の405
宮城敦 (持分20万668分の6168)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り406				家屋番号 26番9の406
池田正治 (持分20万668分の6727)	那覇市首里末吉町2丁目18番地29				家屋番号 26番9の501
玉城一成 (持分20万668分の6809)	那覇市識名3丁目18番3号				家屋番号 26番9の502
川井義喜 (持分20万668分の5035)	豊見城市字我那覇437番地1				家屋番号 26番9の503
與座敏子 (持分20万668分の6945)	那覇市首里石嶺町3丁目111番地28				家屋番号 26番9の505
金城洋子 (持分20万668分の4971)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り601				家屋番号 26番9の601
糸数昌憲 (持分20万668分の8565)	那覇市銘苅3丁目13番18号1階				家屋番号 26番9の602
野原勉 (持分20万668分の5035)	那覇市楚辺2丁目34番48号				家屋番号 26番9の603
長谷川重夫 (持分20万668分の6945)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り605				家屋番号 26番9の605
島尻寛光 (持分20万668分の4971)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り701				家屋番号 26番9の701
武島源幸 (持分20万668分の8565)	那覇市楚辺1丁目8番23号				家屋番号 26番9の702
濱元邑子 (持分20万668分の4959)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り703				家屋番号 26番9の703

玉村聡 (持分20万668分の6741) (共有持分2分の1)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り705	全国共済水産業協同組合連合会	東京都千代田区神田小川町二丁目3番地6	抵当権 平成9年3月5日第6376号	家屋番号 26番9の705
玉村美智子 (持分20万668分の6741) (共有持分2分の1)					
岡田武秘 (持分20万668分の4578)	石垣市字真栄里159番地16				家屋番号 26番9の801
中野吉三郎 (持分20万668分の8958) (共有持分2分の1)	那覇市樋川1丁目1番11号ライオンズマンション開南大通り802				家屋番号 26番9の802
中野裕子 (持分20万668分の8958) (共有持分2分の1)					
辻邦子 (持分20万668分の4892)	名護市宮里一丁目26番11号				家屋番号 26番9の803
奥間正英 (持分20万668分の9983) (共有持分2分の1)	那覇市字識名1253番地34				家屋番号 26番9の805
奥間幸子 (持分20万668分の9983) (共有持分2分の1)					

5 裁決手続の開始を決定した年月日 令和3年9月9日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---